

佐久市条例第 3 6 号

「佐久市子ども未来館条例の一部を改正する条例」

をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市子ども未来館条例の一部を改正する条例

佐久市子ども未来館条例（平成１７年佐久市条例第８１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「午前９時３０分から午後５時まで」を「午前９時から午後０時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで」に改め、同項ただし書を削り、同条第３項中「延長」を「変更」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。